

規制改革推進のための第3次答申 概要

—規制の集中改革プログラム—

平成20年12月22日
規制改革会議

— 目 次 —

I. 「第3次答申」の決定・公表に当たって

II. 各重点分野における規制改革

1	社会保障・少子化対策	
(1)	医療分野	・ ・ ・ ・ 1
(2)	福祉、保育、介護分野	・ ・ ・ ・ 2
(3)	雇用・就労分野	・ ・ ・ ・ 3
2	農林水産業・地域	
(1)	農林水産業分野	・ ・ ・ ・ 4
(2)	地域活性化分野	・ ・ ・ ・ 8
3	生活基盤	
(1)	生活基盤分野	・ ・ ・ ・ 9
(2)	独禁政策分野	・ ・ ・ ・ 10
(3)	環境分野	・ ・ ・ ・ 11
4	国際競争力向上	
(1)	海外人材分野	・ ・ ・ ・ 12
(2)	貿易分野	・ ・ ・ ・ 12
(3)	運輸分野	・ ・ ・ ・ 13
(4)	ネットワーク産業分野	・ ・ ・ ・ 13
(5)	金融分野	・ ・ ・ ・ 14
5	社会基盤	
(1)	住宅・土地分野	・ ・ ・ ・ 15
(2)	労働分野	・ ・ ・ ・ 16
(3)	基本ルール分野	・ ・ ・ ・ 17
6	教育・資格改革	
(1)	教育・研究分野	・ ・ ・ ・ 18
(2)	法務・資格分野	・ ・ ・ ・ 23
7	官業スリム化	
(1)	官業改革分野	・ ・ ・ ・ 26

<医療分野>

ライフサイエンス分野の規制改革

- ① 医療機器開発の円滑化
- ② 医工連携(医者とエンジニアの役割分担)を可能とする規制改革
- ③ 高度医療評価制度の積極的運用(臨床段階での保険診療の併用)
- ④ (独)医薬品・医療機器総合機構等の機能・体制強化
- ⑤ スーパー特区(先端医療開発特区)提案で要望された規制改革提案への対応

- 薬事法未承認医療機器を臨床研究に用いる場合の、薬事法の適用範囲の明確化を図るガイドラインの作成
- 医療機関が他の医療機関において培養・加工した細胞を診療に用いることを可能とする要件の周知
- 臨床研究から実用化への円滑な移行を促進する制度的枠組の検討の場の設置
- 高度医療評価制度について、原則最長3か月である先進医療制度と同等の迅速な審査の実現に向けた努力の継続
- (独)医薬品・医療機器総合機構における細胞・組織加工製品を迅速に医療現場に提供するための体制の充実・強化
- スーパー特区として採択された24件の着実な実施、付随する構造改革要望への対応 等

IT化の推進による質の医療への転換

レセプト(診療報酬請求明細書)のオンライン化に伴いIT化による医療情報の活用を通じた医療の高度化を期待

- 電子化にあわせたレセプト様式の見直し(傷病名と医療行為のリンク付け、傷病名コードの統一等)
- 客観的な医療情報の分析を通じた医療の質の向上、それに基づく支払等の更なる推進

医師と他の医療従事者の役割分担の推進

医療ニーズの高まり、医師の厳しい勤務環境の解消等への対応として、医師と医療従事者(看護師、介護福祉士等)の役割分担の推進は喫緊の課題

- 看護師の専門性を高めた職種(ナースプラクティショナー)の導入検討
- 医師と医療従事者(看護師、介護福祉士等)の役割分担の更なる推進(業務高度化に向けた教育研修など環境整備を検討)

医師の供給体制の見直し

医師不足問題の一因は、医師の需給推計が、状況変化に対応できていなかったこと

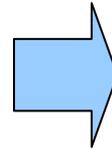
- 医師の需給推計を随時見直す仕組みなど、医師養成のあり方について、抜本的に検討

<福祉、保育、介護分野>

抜本的な保育制度改革

<問題意識>

- 市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが残っている。
- 国の補助は、保育所に対して運営費として機関補助されており、保育所に入所できない子育て世帯には行き渡らない。
- 保護者の就労状況等、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、保育の入所要件は長年見直しされていない。



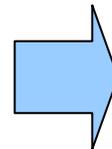
- 直接契約、直接補助方式の導入
- 「保育に欠ける」要件の見直し

上記の項目について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置

イコールフティングによる株式会社等の参入促進

<問題意識>

保育所事業について、株式会社等の参入は可能だが、現状では、様々な阻害要因がある。

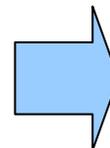


- 施設整備交付金の対象外の事業者に対し、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うこと
 - 社会福祉法人以外の事業者に対し追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理
 - 運営費の使途範囲の在り方
- 上記の項目について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置

家庭的保育(保育ママ)の拡充に向けた取組

<問題意識>

- 国の家庭的保育事業は規模が小さく、ほとんど利用されていない。
- 保育者は保育士、看護師等の資格がなければならない。
- 保育所保育の補完という位置づけのため、対象を「保育に欠ける」児童に限定している。



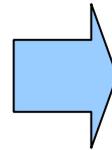
- 家庭的保育者の要件の緩和
- 実施基準・ガイドラインの適切な策定
- 対象児童の拡大
- 「家庭的保育支援者」の見直し

<雇用・就労分野>

保育士資格制度について

<問題意識>

最近の保育現場を取り巻く環境が厳しくなっており、保育士が対応力を高めていく必要がある。一方で、保育士資格の取得要件について受験要件を満たす機会が限定的。



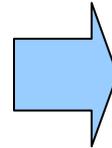
○保育士養成施設等の科目について実践的な内容の充実と必要な整理を行なう。さらに、養成施設において国家試験の義務付けなど知識・技能の習得が確実になされる方策を検討。

○多様な人材が、保育現場に入りやすくなるような方策について検討。

病児・病後児保育施設について

<問題意識>

病児・病後児保育サービス全般が十分でないと言われているが、現状の職員配置基準は、保育サービス提供者・利用者に対する負担が大きく、サービス提供自体が抑制されるおそれがある。



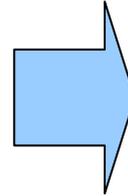
○平成20年度の病児・病後児保育事業の再編の効果について、サービスの質・量の両面から調査・分析を行い、職員配置基準の緩和を検討。

<農林水産業分野> (農業分野)

農地利用に係る参入規制の緩和

<現状>

- 一般企業が農業参入して農地を利用する場合、リース方式に限定
- 参入区域の制限(耕作放棄地等に限定)
- 参入条件(市町村との協定の締結)

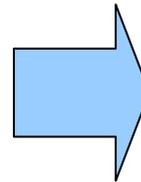


農地利用に関して、参入規制の在り方を検討し、早期に結論を得て、それを実行に移し、農業に意欲ある者等の参入を促進。

農業生産法人の要件の緩和

<現状>

- 構成員要件
- 農業関係者以外の出資は全体の4分の1、かつ株式会社1社当たりの出資10分の1以下に制限

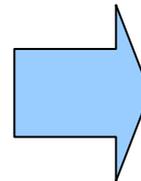


現在の農業生産法人要件について、食品関連事業者等との連携強化や資本の充実を図る観点から見直しの検討を行い、結論を得る。

「水田フル活用が可能となる需給調整システムの構築

<現状>

- 米の需給調整の実態は、生産量を制限し、それを生産者に割り当てるなどの価格維持システムとしてのみ機能



市場メカニズムを導入し、生産者主体の需給調整がなされるよう、①政策目標に対する需給調整システムの有効性の検証、②売れる米づくりを実現するための調整手段の検証を行う。これらを踏まえ、「いわゆる減反」を意識した考え方を払拭し、「水田フル活用」が可能となる需給調整システムを構築するよう取り組む。

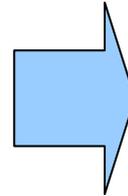
(農業分野)

米の品種等の表示制度の見直し

<現状>

○現在、米の品種表示については、農産物検査法に基づく検査を受け証明を受けた米についてのみ、品種、産地、産年の表示ができる

○米の生産、流通、販売等の形態が多様化する中、品種等の表示をするに当たって、農産物検査を必ず受けなければならないという現制度については、DNA鑑定などの活用を含めて改善等を求める意見が様々ある



○農産物検査制度においてDNA鑑定による証明が可能となるよう検討・検証を行い、その検討状況について公表する。

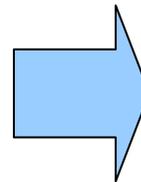
○米の残留農薬及び重金属含有分析結果の表示については、特段の規制がないことを周知するとともに、表示に際して参考となる表示方法の具体例などの情報を農業経営者に周知する。

乳価交渉に係る情報のオープン化

<現状>

○生乳取引において、各生産者によって生産された生乳は、単位農協、農協連等、全国10の指定団体へと全量販売委託され、指定団体が各乳業メーカーと交渉し、年度ごとに、飲用、生クリーム、チーズ等の用途別にそれぞれ単価が決められる

○しかし、実際に生乳を生産している個々の生産者の中には、価格交渉内容を一切知らされず、交渉の過程や、用途別配分割合が分からないまま、最終的なプール乳価のみが通知されている状況にある者もいるとの指摘がある



○年度の乳価交渉においては、用途に応じた区分ごとの生乳の価格、販売見込数量等に加え、交渉過程及び内容に関する情報についても、確実に生産者に開示する。

○生産者に分かりやすいよう、乳脂肪率ごとの価格表を作成し、確実に提示する。

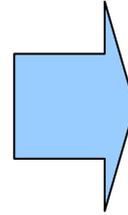
(林業分野、水産業分野)

国有林管理の在り方の見直し

<現状>

○今後の我が国の林業を担う者として、森林組合以外にも自らの努力で所有者などに働きかけを行うことにより施業集約を図り、経営規模を拡大し、更には、所有者に対して利益還元を行っている林業事業体や林業経営者もいる

○そのような林業事業体や経営者より、国有林についても、林業経営が可能な森林については、規模拡大の一環として林業経営を受託できるようにすべきとの指摘がある



○民有林内に入り込んだ国有林について、周辺の民有林の施業をしている者からの要望があれば、国有林・民有林を一体と捉えた効率的な事業集約が容易に可能となるよう、民有林との連携を推進する施策の充実を図る。

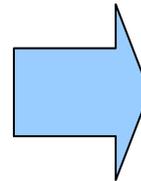
○国有林管理について、競争性を確保しつつ、事業の品質確保を図り、公益的機能の発揮を重視する観点から、事業実施に当たっての発注、指導・監督、検査、評価のシステムを改善する。

資源評価等の決定プロセスの見直し

<現状>

○海外の漁業国は、資源管理について漁業者、科学者、国民、行政など水産資源に関するすべての利害関係者のコミュニケーションを重要視しており、資源量調査においては、現場経験の豊富な漁業者が参加した調査を実施している

○こうした科学者と漁業関係者のコミュニケーションを深めることによって、資源管理についての理解を漁業者に求めるという海外漁業国の発想が我が国では欠如している



○今後の資源量調査及び資源評価の一連のプロセスにおいて、科学者と漁業関係者のコミュニケーションが図られるよう、経験豊富な漁業関係者の意見を取り入れる取組等を更に進める。

○併せて、広く国民にプロセスをオープンにするため、公開の場での説明や意見交換を行うための体制も整備する。

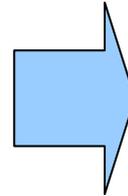
(農林水産業共通分野)

農協、漁協に対する金融庁検査の実施

<現状>

○信用事業を行う農協、漁協に対する行政庁の検査・監督については、所管行政庁である都道府県知事が実施している

○これについては、現行法においても、都道府県知事から内閣総理大臣(金融庁長官)に対して要請があり、内閣総理大臣(金融庁長官)が必要と認める場合には金融庁が検査を実施することは可能とされているが、過去に、都道府県知事から金融庁に対し、農協、漁協に対する検査の実施を要請した事例はない



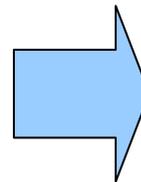
○都道府県知事が金融庁検査を要請する枠組みについて、農林水産省と金融庁が連携して、当該枠組みを機能させ、その実効性を高める運用面の方策について検討し、結論を得る。

農林水産業金融の円滑化

<現状>

○中小企業信用保険においては、農業、林業、漁業等が信用保険の対象となる事業ではないと整理されているが、製造・加工の設備を有し、生産物の加工事業を行なっている場合には、当該事業に充てられる資金については中小企業信用保険の対象となる

○このため、農林漁業者や農業生産法人なども、資金ニーズによっては、中小企業信用保険の利用が可能であるにもかかわらず、これが、農林漁業者や信用保険を利用する金融機関に十分に周知されておらず、特に、農林漁業者においては、「農林水産業は中小企業信用保険の対象とならない」という誤解が生じている



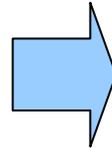
○中小企業信用保険において、農林漁業者でも利用できる事業範囲を明確にするとともに、農林漁業者の理解が進むよう、生産活動以外の関連事業の定義及び具体例を示し、農林漁業者及び金融機関に周知する。

<地域活性化分野>

補助対象財産の転用等の弾力化について

<問題意識>

本年4月の補助金等適正化中央連絡会議決定の趣旨を踏まえ、更なる市町村への周知を行うとともに、運用面で十分な効果が発揮されるよう適切な対処に努めるべきである。

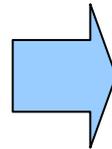


- 未実施の府省への弾力化措置の実施
- 自治体への周知徹底と転用への前向きな承認
- 報告・承認実績のフォローアップ

自治体ごとに異なる事務手続きの円滑化

<問題意識>

第三者による住民票の写しの交付に係る事務手続きが自治体間で異なることは、全国展開を図る事業者にとって重い負担となるため、事務手続きの円滑化に向けた取り組みを進めるべきである。

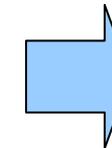


- 標準的な事務処理フローの作成・提示、市町村への周知

鳥獣の捕獲に係る規制について

<問題意識>

対象鳥獣の限定がなく、時期や方法を問わない「有害鳥獣捕獲」は、現在あまり周知されていない。また、カラスの卵等を捕獲する場合、都道府県知事等に書面にて事前の許可取得が煩雑であるため、周知を図るとともに、手続き等を弾力化すべきである。



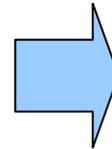
- 有害鳥獣の許可捕獲制度の周知徹底
- カラスの卵等の捕獲に係る手続きの弾力化

<生活基盤分野>

貸金業制度の在り方について

<問題意識>

H18年の貸金業法等の改正によって、中小貸金業者の相次ぐ廃業を招いているのではないかといった見解や、高リスク層の資金需要が行き場を失いやミ金融に流入している部分があるのではないかといった見解がある。



平成18年の貸金業法等の改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態、市場の実態等について、実証的な観点から調査・分析する。

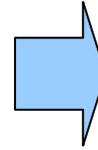
<独禁政策分野>

独占禁止法の不当廉売規制の在り方について

<問題意識>

不当廉売規制は、事業者の自由で公正な創意工夫に基づく良質・廉価な商品又は役務の供給等の正常な事業活動までもが萎縮することのないよう、不当廉売規制について、以下2点の措置を講ずるべき。

- あらゆる業種の事業者にとって、基準が明確となる措置
- 複数の市場にまたがる「共通費用」の配賦方式の採択基準の明確化



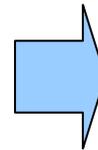
不当廉売に該当するか否かを予測することが可能となるような取組について、以下の施策を積極的に実施。

- 予測可能性に寄与する事例の公表
- 相談事例の公表

不当景品類及び不当表示防止法の在り方について

<問題意識>

消費者の商品選択を取り巻く状況が変化してきていることを踏まえれば、総付景品、一般懸賞を過度に規制することは適切でなく、現行の法の運用状況を注視している中で、規制を存続させる特段の必要性が認められるものでなければ、当該規制は撤廃すべき。



総付景品、一般懸賞規制の注視及び検討方法について、以下の取組を実施。

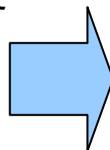
- 民間企業の知見を取り入れたアンケート調査
- 事業者からのヒアリング
- 定量的分析の実施可能性の検証

<環境分野>

廃棄物処理の効率化及び資源循環の促進

<問題意識>

- 廃棄物処理コストを把握し、規模の経済の追及も含めて廃棄物処理業の生産性向上を図るべき
- 資源循環を実現するための環境整備を行うべき

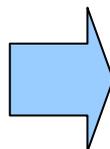


- 統一化された廃棄物会計基準の普及
- 電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)の普及率達成策の明確化
- 一般廃棄物の広域認定制度の活用
- 製品販売に伴う下取りの定義の明確化
- 使用済衣料品等の店頭回収の活用
- 産業廃棄物優良性評価制度の見直し

太陽光パネルの普及促進

<問題意識>

- 太陽光発電の大量導入のため、諸外国の導入政策を参考にしながら、大胆な支援策を検討すべき



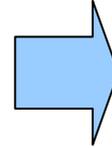
- 大胆な導入支援策の検討

<海外人材分野>

社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格変更等に当たっての考慮

<問題意識>

本邦住民が加入する必要がある社会保険制度(医療保険制度及び公的年金制度)については、我が国に在留する外国人についても等しく加入の徹底が求められるが、外国人を雇用する一部の企業側のコンプライアンス意識の低さ、更には、一部の外国人自身の加入意識の低さから、その加入が徹底されていない。



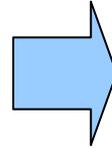
○「社会保険制度に加入していること」の『在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン』への追記

○社会保険制度未加入の外国人の社会保険加入を促進するための関係行政機関の連携の仕組みの検討 等

外国人研修・技能実習制度の見直し

<問題意識>

外国人研修・技能実習制度に関しては、その利用が拡大する一方で、本制度を巡る不正行為は一向に減少する気配を見せていないことから、制度適正化へ向けた更なる取組強化が不可欠。



○在留資格「研修」を見直し、実務研修への労働関係法令の適用が円滑に為されるよう措置

○母国語による無料ホットラインの拡充

○研修の開始時点における初期講習の整備

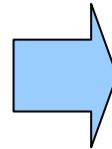
○希望する地方公共団体への第1次受入れ機関に関する情報の提供

<貿易分野>

水先制度の改革

<問題意識>

新しい水先制度の特徴のひとつである、規制緩和による競争原理の導入がしっかりと機能するよう、必要な改善策を検討すべき



○指名制と応召義務の関係についての整理、及び引受ルールの策定

○3級水先人養成コースの拡充

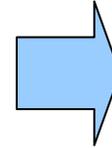
<運輸分野>

航空分野における改革～世界に開かれた日本の空の実現～

<問題意識>

我が国の国際競争力向上の観点から、下記事項を推進すべき:

- 羽田の完全国際化、首都圏空港容量の大幅拡大
- 社会資本整備特別会計空港整備勘定(旧空港整備特別会計)の解体及び空港民営化の推進
- 空港および航空会社に対する外資規制の撤廃・緩和
- 航空機・乗員の安全基準の諸外国との相互認証等による国際競争力の改善と消費者利益の向上

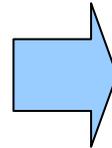


- 羽田空港の国際化の推進
- 首都圏空港(羽田・成田)の容量拡大
- 空港別収支の開示
- (前年度の航空機に続き)乗員分野における相互承認の推進

タクシー事業における諸問題への対応

<問題意識>

タクシー事業における諸問題に適切に対応しつつ、規制緩和の効果を消費者に一層還元し、タクシー事業の更なる発展を目指すべき

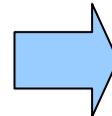


- 違法・不適切な事業者排除のための行為規制の強化
- 利用者がタクシーを選択しやすい環境の創出
- 運賃規制の在り方に関する検討
- 営業区域規制の緩和

離島航路の維持・活性化に向けた対応

<問題意識>

地域や事業者の創意工夫が十分に活かされる補助制度の実現に向けて、離島航路補助制度の改革を進めるべき



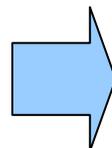
- 公営航路における民間航路事業者への委託制度の導入
- 事業者の合理化・増収に対するインセンティブ制度の導入

<ネットワーク産業分野>

電力分野におけるスマートメーターの導入に関する検討

<問題意識>

ピークコントロールによる負荷平準化等により環境負荷の軽減を図る観点から、我が国においてもスマートメーター導入の促進に向けて検討すべき



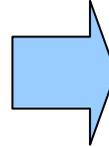
- スマートメーターの導入可能性に関する調査に基づく費用対効果分析の実施
- スマートメーター普及にあたって関連する諸制度等による障害への対応等について検討

<金融分野>

金融規制・監督・検査手法の見直し

<問題意識>

我が国の金融市場の国際競争力を高めるためには、個々の金融機関が健全性を維持しつつ、イノベーティブな能力を高めることが求められており、そのためには金融規制・監督・検査手法の見直しによる金融規制環境の質的向上が不可欠である。

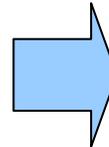


- 「監督指針」「金融検査マニュアル」の見直し
- 解釈事例集・Q&Aの積極的発信
- 「意見申出制度」等の活用促進
- 検査官に対するベター・レギュレーションの趣旨の浸透
- 「金融検査指摘事例集」における5項目に関する事例の紹介
- 立入検査への第三者立会いの条件緩和の検討

金融商品取引法制に係る課題

<問題意識>

平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されてから1年以上が経過し、実務面の経験等を通じて、金融商品取引法制に係る課題がある。こうした課題について、市場に対するモニター等を通じて情報収集の上、必要があれば改善を図るべきである。

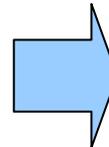


- 組織再編行為における開示規制の見直し
- 引受契約等における契約締結前交付書面の交付省略
- 公開買付代理業務における契約締結前交付書面の交付省略
- 公開買付代理業務における契約締結時交付書面の交付省略

送金に関する規制の緩和

<問題意識>

現在、送金業務は、為替取引業務として銀行が独占している。銀行による送金業務を様々な事業者が担える方向で規制緩和することが、利用者の利便性向上や金融市場の国際競争力強化を図るために重要である。

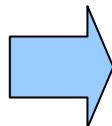


- 銀行以外の主体への送金業務の解禁

<住宅・土地分野>

老朽化マンション等の建替えの促進

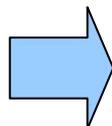
従前の3カ年計画記載事項以外に、現地建替えの制約、区分所有関係の解消、建替え決議に伴う借家権の扱い、団地型マンションの建替えに関する問題等新たな論点を提示。



- マンション建替え促進を阻む諸問題に係る調査
- マンションの建替え促進を阻む運用状況に係る調査

ワンルームマンション建築規制の見直し

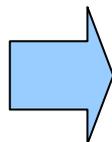
マナーが悪い等の理由により、ワンルームマンションを建築しづらくする自治体の建築規制等が増加。かえって、一般住民の利便が低下していることを指摘



- ワンルームマンション建築規制について、早期に調査を実施し、各自治体に適切な助言を実施

コンビニエンスストアの深夜営業規制について

コンビニエンスストアの深夜営業について、CO2削減、ライフスタイル見直し等を理由に規制すべきという議論についてかえって国民の利便性等を低下させる懸念を指摘



- 条例による営業規制や、行政指導により実質的な営業規制が行われないよう、適切に助言すべき

住宅・土地分野に関する諸政策

公共用地取得について



- 民間委託、情報開示等、事業早期化に向けた方策の検討

住宅瑕疵担保履行法における供託金制度の見直し



- 実態に即した供託金負担となるよう早期に結論

土地取引等に伴う土壤汚染情報の開示



- 土地取引に有用な土壤汚染情報の整備・開示の検討

○競売制度の改善

○公営住宅における定期借家契約の積極的な導入

○用途規制方策の在り方

○一般道路における道路空間と建築物の立体的利用

○エレベーターに関する容積率規制の見直し等

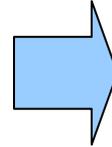
○容積率規制の見直し等

<労働分野>

労働政策立案過程の改善

<問題意識>

労働市場をめぐる規制改革は我が国労働市場の環境変化に対応して、老若男女、国民一人ひとりが意欲を持って能力を発揮できる労働環境の整備が求められる。

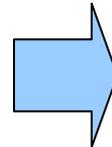


○労働政策の立案や法運用にあたっては、多様な見解を各種統計や事前事後の実証検証により、きめ細かく把握し、そのメリット、デメリットを国民に明らかにすべきである。

派遣と請負の区分の当てはめの一層の明確化

<問題意識>

派遣と請負の区分(37号告示)については現場実態にそぐわない要件や指導のバラツキが多く、雇用への悪影響や我が国産業空洞化が懸念される。

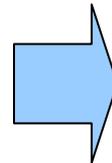


○37号告示に関する指摘や問題点の具体的事例を収集し、監督指導が適切に行われているかを検証しつつ、明確化すべきである。

労働市場におけるセーフティネット

<問題意識>

労働者の価値観やライフスタイルの変化等の我が国労働市場の環境変化に対応して、労働者の安定した職業生活を支えるセーフティネットの再構築や雇用環境の整備が必要。

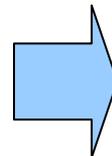


○雇用保険制度の適用についての検討【新規】
○公共職業訓練の充実【新規】
○ジョブカード制度の充実【新規】
○育児介護休業法の適切な運用【新規】

労働分野における実証検証

<問題意識>

解雇規制や最低賃金等が我が国労働市場に与える影響、メリットやデメリットについての実証検証を実施し、政策に反映していくべきである。

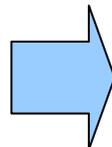


○解雇規制にかかる実証研究の実施【新規】
○最低賃金制度の効果検証の実施【新規】

<基本ルール分野>

規制にかかわる通知・通達等の見直しの計画的推進

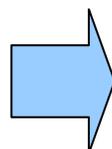
平成18年度において分類された通知・通達等の件数は各府省庁全体で概ね5,000件であったが、19年度に見直された通知・通達等の件数は108件、20年度に見直す通知・通達等の予定として報告を受けている件数は372件にとどまっており、計画的な取組を進めなければ23年度末までに必要な見直し作業が完了しないことが危惧される状況



各省庁から平成23年度末までの通知・通達等の見直し推進計画を提出

公文書管理の在り方等の見直し

公文書管理法(仮称)に基づく体制の整備に伴って、公文書管理システムをより一層充実したものとするためには、所要の検討が必要



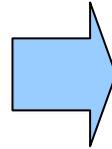
ファイルの検索性を高めるための整理方法等について引き続き調査研究

<教育・研究分野>

学習者本位の教員の在り方(特別免許状の更なる活用)

<問題意識>

地域や学校の実情にあわせて多様な人材が教育に携わるためにも、特別免許状の授与を前提とした採用選考が低水準にとどまっている現状を改善するため、採用権限を有する教育委員会は特別免許状の授与を前提とした採用の積極化に取り組むべき。

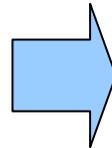


- 特別免許状の授与を前提とした採用選考が積極的に行われるような工夫の内容を例示し、各都道府県及び指定都市教育委員会に対してその趣旨を周知徹底し、授与件数の増加や授与教科の拡大など特別免許状の活用を更に促す。
- あわせて、普通免許状の前提となる大学における教職課程等が、教員としての適切な資質を担保する適切な機能を果たしているのか、検証する。

学校選択制の普及促進

<問題意識>

「学校選択制については、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」(骨太方針2005)とされたところであるが、導入率は漸増にとどまっている。

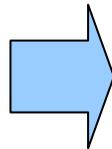


- 学校選択制の地域の実情に応じた普及の参考に資するよう、学校選択制を導入して既に具体的な成果を収めている教育委員会の具体的事例も交えながら、各市町村教育委員会に対して情報提供する。

相当と認められる就学校の変更理由

<問題意識>

「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第8条に基づき、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるという文部科学省の見解が周知されているところであるが、適切な運営が行われていない。

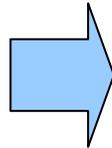


- 就学校の変更を相当と認める具体的な事由に関する文部科学省の見解とともに、具体的な事例に基づいた参考資料を作成するなどして、周知する。
- 就学校指定通知における保護者の申立ができる旨の明示については、その実施状況を把握し、必要な指導・助言等を行う。

児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度の確立

<問題意識>

学校評価等の実効性・信頼性を高めるために、個別の教員及び教科を特定した形式とするとともに、評価者の匿名性を確実に担保することが極めて重要であるが、個別の教員評価は定着しておらず、また評価者の匿名性担保への配慮についても不十分なことが多い。

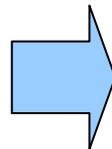


- 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するとともに、各学校の状況に応じて、教員及び各教科を対象とするなど、授業改善に適切に活用できるよう取組を促す。このため既に取り組を進めている学校の事例など具体的な事例を紹介する。

全国学力・学習状況調査における学校ごとの結果公表等

<問題意識>

全国学力・学習状況調査の結果はあくまでも個別の学校に関する情報公開の一環として適切な教員評価や学校選択のための基本情報となるものであり、教育サービスを受ける学習者及び納税者に対する説明責任の観点からも、自治体ごとや各学校の学年、学級、教科等ごとの結果を公表すべき。

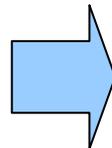


- 全国学力・学習状況調査の調査結果については、学校や教員の学力向上努力が適切に促されることとなるよう、教育委員会等に、さまざまな公表事例の情報提供や助言等を行う。
- さらに調査結果が学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用されるよう引き続き周知する。

公立の中高一貫教育に関する問題点の是正

<問題意識>

①「受験準備に偏したいわゆる『受験エリート校』化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分に配慮すること」、②「入学者の選抜に当たって学力試験は行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことのないように十分に配慮すること」等の国会附帯決議等の趣旨を逸脱していると思われる中高一貫校がある。

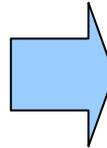


- 中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。
- その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討する。

懲戒処分の不適切な運用の是正

<問題意識>

高等学校の生徒に対する懲戒については、法に基づかず、いわゆる行政指導にすぎない措置として、「自主退学」、「自宅謹慎」、「学校内謹慎」などと呼ばれる不透明な懲戒ないしその類似行為が広く行われていることも事実であり、それらの懲戒等の内容及び運用が、社会通念上の妥当性を確保しているかについては必ずしも検証されていない。

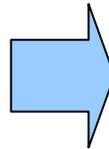


○高等学校段階における懲戒に関する基準の有無、基準の生徒・保護者等への周知状況等について、文部科学省通知を踏まえた対応がとられているか調査する。調査の結果、懲戒の内容及び運用について、基準が明確でなく、社会通念上妥当性を欠く事例が多く認められた場合には、懲戒処分の不適切な運用の是正に向けて、適切な対応が具体的かつ迅速になされるよう、早急に文書をもって再度指導を徹底する。

教員の採用・昇任における公正性の向上

<問題意識>

大分県における教員の採用試験や昇任人事を巡る不正を受け、文部科学省が「教員採用の在り方に関する点検結果」を実施し、改善を図っている教育委員会が多数とされたが、教員の採用試験や昇任人事を巡る不正は過去にも発生しているという事実を踏まえ、教育界の確実な信頼回復のためにも、採用等の公正性は引き続き更に高めていく必要がある。

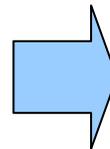


- 文部科学省は、採用選考の透明性・客観性を高め、採用が厳正かつ公正に行われることにより教育への信頼が確保されるよう、各教育委員会が実施している採用・昇任における取組を周知することにより、改善を促す。
- 採用・昇任における具体的プロセスや取組内容について、透明性を持って公正に行っている教育委員会の取組内容を他の教育委員会に紹介する。
 - 求める教員像に基づいた指標を導入するなど、公正かつ透明性の高い人物重視の面接方法となるよう促す。
 - 昇任選考について、自薦制・希望者受験制度の導入、問題や選考基準の公表など教育委員会における改善事例を紹介する。
 - 現在文部科学省ホームページに設置されている意見窓口を引き続き活用し、情報の把握に努める。

教育バウチャー制度の研究・検討

<問題意識>

教育再生会議第3次報告(平成19年12月)を踏まえ、バウチャー的な考え方を取り入れた「学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」というモデル事業を、教育バウチャー制度の積極的な研究・検討の一環として試行的に実施し、その結果について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から、我が国に相応しい制度設計や環境整備の在り方を早急に検討し結論を得るべき。

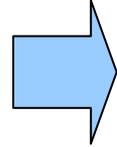


○学校選択制が導入されている地域において、児童生徒数等に基づく予算配分が学校のインセンティブを高め教育の質の向上を図る手だてとして有効なのか、あるいは地域間・学校間で教育水準の格差を生じさせるのか等について評価・検証を行いながら、国内外の文献調査など必要な調査を行う。

教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保

<問題意識>

3か年計画において、教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保については、政府の方針として定められている。しかし教育委員会の中には、教職大学院修了者に対し通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考することを検討する動きが見られ、教職大学院修了者であるという属性に照らして科目免除することが行われることとなれば、これは不公平な採用方法となると言わざるを得ない。

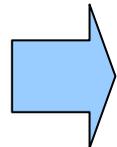


- 各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを、引き続き周知する。

大学における教員養成課程の設置基準の緩和

<問題意識>

小学校教員の募集人数が多いにも関わらず、小学校教員免許を取得できる教員養成課程を持つ大学等の数が限られており、小学校教員の採用選考試験における競争率が低い。小学校教諭の教職課程の認定基準を早急に見直し、より多くの大学等に教員免許課程を認定することで、教員免許課程において学ぶ学生数を増加させることができる。

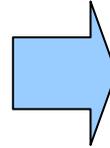


- 小学校教諭の教職課程の認定基準は、「教科に関する科目」に開設する授業科目は、小学校全9教科ごとに開設されなければならないこととなっているところ、中学校・高等学校教諭の教職課程の認定基準である、他学科等において開設する授業科目や他大学聴講の単位をあてることができるという基準に緩和し、選択肢を増やすことでその結果より多くの大学等に小学校教諭の教員免許課程を認定することができるよう、教職課程認定基準の見直しを検討する。

教育と研究の適切な評価に基づく公費配分ルールの見直し等

<問題意識>

大学が行う教育や研究の質を高めることを目的とし、教育と研究それぞれについて適切かつ厳正に評価し、公平で効率的な公費の配分を行う必要がある。また、その前提として大学における会計を教育と研究に分離するという考え方もあるが、現状では教育・研究への按分のルールが未構築となっている。

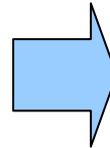


○大学の会計システムを教育と研究に分離することの効果や課題等について、文部科学省は、幅広い調査・研究を早急に行う。

競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築

<問題意識>

研究の評価手法が既に確立している分野の競争的研究資金の審査については、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容に即して行うだけでは十分ではなく、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績を適切に評価し、将来の成果があがる可能性が高い研究者に、競争的研究資金を重点的に配分すべき。



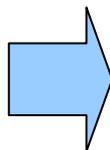
○研究成果の予定を記した事前の計画書の内容だけではなく、過去実績も適切に評価するよう審査要領に明記する。

<法務・資格分野>

資格者法人の設立要件の緩和

<問題意識>

資格者法人の設立要件の緩和を行い、資格者が提供するサービスのワンストップ化、ビジネスモデルの近代化を促し国民の利便性を一層向上させる。

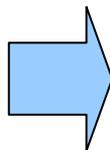


- 一人法人制度の創設(現行有資格者2名以上が設立要件となっている資格者法人制度の見直し)の検討
- 資格者法人社員の無限連帯責任の見直し(社員の有限責任の導入)の検討
- 資格者法人の社員資格(資格者以外)の拡大の検討

資格者の業務範囲の見直し

<問題意識>

弁護士以外の隣接法律専門職種 of 法律事務の取扱い可能範囲を新たに拡大し、国民の利便性を向上させる。

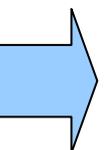


- 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与
- 司法書士、行政書士への行政不服審査の代理権の付与

ADR法の「弁護士の助言措置」の適正な解釈・運用の周知徹底

<問題意識>

ADR(裁判外紛争解決手続法)のに基づき、民間事業者がADR業務に一層積極的に関与することにより、紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続を国民に提供する。

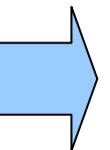


- 民間の多くの団体(士業団体、NPO等)が法務大臣の認定取得を受けてADR業務へ参画できるよう、ADR法の適正な解釈・運用について、関係機関・団体等に周知徹底を図る。

法曹人口の拡大等

<問題意識>

プロセスとしての法曹養成制度の有機的な連携等確保し、社会に送り出す法曹の質・量の更なる拡充を図る。

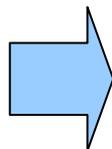


- 新司法試験の選択科目見直しに留意すべき事項の明確化
- 新司法試験の予備試験の制度設計理念の明確化
- 法科大学院の成績と司法試験合格率の適切な調査・分析と結果の公表

民法(債権法)の改正について

<問題意識>

民法(債権法)の改正、特に強行規定の改正は、国民の権利義務に大きな影響を及ぼすため、検討状況等について国民に対して逐次情報を公開すべきである。

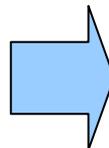


○法務省自らが責任をもって民法(債権法)の改正の検討を行い、その内容や資料等について、迅速かつ適切に情報公開を実施。

会社法制の継続的見直しについて

<問題意識>

会社法制は企業活動の基本的なインフラであり、引き続き見直すべきである。その際、我が国における経済の活性化と企業の競争力の一層の向上を図るべきである。

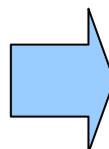


○企業の合併・買収の迅速・効率化に資する制度の整備等、現行会社法の問題点を整理し、改善に向け検討。その際、強行規定によって規律すべき範囲や程度も必要十分な範囲に限る観点から検討を行う。

外国人登録原票記載事項証明書の職務上の交付請求できる者の範囲の拡大

<問題意識>

外国人登録原票記載事項証明書を職務上の交付請求できる者は弁護士等に限定されているが、戸籍謄本や住民票と同様に、行政書士等の資格にも職務上の交付することができるようし、在留外国人の利便性を向上させるべきである。



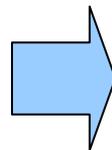
<具体的施策>

○平成21年度通常国会までに関係法案を提出することとされている新たな在留管理制度の創設(住民基本台帳制度も参考とした適法な在留外国人の台帳制度)とあわせて、行政書士等の資格者が職務上の請求を行えるようにすることについて検討し結論を得る。

上陸口頭審理及び違反口頭審理手続への行政書士の参画

<問題意識>

外国人の上陸審査に当たり、入国審査官が条件に適合すると認定しなかった場合は、身柄を特別審理官に引き渡され口頭審理(上陸口頭審理手続・違反口頭審理手続)を受けなければならない。この際、法務省が発出した事務連絡により、行政書士が審理手続の代理人や立会人になることが一切できないとの誤解が生じている。



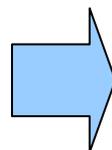
<具体的施策>

- 「上陸口頭審理手続」において、紛争性が認められない事案については、行政書士が外国人を代理することができることを関係者に周知する。
- 「上陸口頭審理手続及び違反口頭審理手続」において、行政書士が「親族又は知人」に該当する場合には、当該手続の立会人となっても差し支えないことを関係者に周知する。

会社の登記における代表取締役等の住所の非公開化

<問題意識>

会社を代表する取締役・社員等の住所は、登記の記載事項とされており、誰でも閲覧可能であるが、プライバシー保護等の観点から住所を非公開にする必要性は高まっている。



- 会社を代表する取締役・社員等の住所につき、法務局への届出は行うが、訴訟手続き等正当な目的のための開示を除き、非公開にすることを選択できる等の措置について検討を行う。

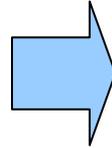
<官業改革分野>

都市再生機構

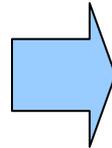
<問題意識>

○貸住宅事業については可能な限り早期に官民役割分担を明確にしていく仕組みを構築し、民営化すべきものや引き続き官営で対応していくべきもの等、幾つかの業態を想定した将来像を提示していくべきである。

○定期借家契約は、期間満了時の家賃改定などに柔軟に対応が可能であり、機構の整理合理化に資するとともに、家賃改定等に伴うトラブルに係る紛争処理コストの軽減、すなわち住民の負担軽減にも資する制度である。したがって、機構は定期借家契約の一層の導入を図るべきである。



- 民間的な経営手法の活用推進
- セーフティネット機能を踏まえた制度の検討



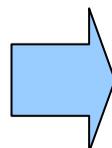
- 平成20年度から21年度において、管理開始年代、立地、家賃帯等の面で代表例と見られる団地を試行的に選定して機構の全賃貸住宅ストックの約2割の住宅を対象に、新規入居者募集については、すべて定期借家契約を締結

日本学生支援機構

<問題意識>

機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業における、回収業務については、更なる回収率向上の取組が必要である。

また、機構における「機関保証制度」において代位弁済請求が着実に実行されるよう早急に態勢を整備すべきである。



- 奨学金延滞者に対する早期の法的措置の実施
- 「機関保証制度」における代位弁済請求にかかる態勢の整備